

公 告

愛知芸術文化センター条例（平成3年愛知県条例第2号）第7条第4項の規定に基づき、平成31年4月1日（以下「適用日」という。）以後の愛知県芸術劇場及び愛知県文化情報センター利用料金の額を次のようにする。なお、適用日前に愛知県芸術劇場等の利用の許可を受けた者の当該利用に係る利用料については、従前の例によることとすることを承認した。

平成31年3月29日

愛知県知事 大 村 秀 章

愛知県芸術劇場及び愛知県文化情報センターの利用料金の額

施設の名 称	利用料金の名 称	区 分			単 位	利用料金 (単位:円)	利用料金 (単位:円) 平成31年10月 1日以降
愛知県芸術劇場	ホール利用料金	大ホール	全部利用	平日	午前	148,500	151,200
					午後	260,800	265,600
					夜間	373,000	379,900
					全日	704,500	717,500
					時間外三十分につき	54,100	55,100
				土曜日、日曜日、休日	午前	185,700	189,100
					午後	326,100	332,100
					夜間	466,500	475,100
					全日	880,600	896,900
					時間外三十分につき	67,500	68,700
		コンサートホール	一部利用	平日	午前	113,300	115,300
					午後	198,000	201,600
					夜間	282,700	287,900
					全日	534,900	544,800
					時間外三十分につき	41,100	41,800
				土曜日、日曜日、休日	午前	141,700	144,300
					午後	247,500	252,000
					夜間	353,600	360,100
					全日	668,600	680,900
					時間外三十分につき	51,300	52,200
コンサートホール	平日	午前	107,700	109,600			
		午後	189,200	192,700			
		夜間	270,700	275,700			
		全日	511,900	521,300			
		時間外三十分につき	39,200	39,900			

施設の名 称	利用料金の名 称	区 分		単 位	利用料金 (単位:円)	利用料金 (単位:円) 平成31年10月 1日以降
			土曜日、日曜日、休日	午前	134,700	137,100
				午後	236,500	240,800
				夜間	338,400	344,600
				全日	639,800	651,600
				時間外三十分につき	49,000	49,900
		小ホール	平日	午前	16,300	16,600
				午後	29,600	30,100
				夜間	42,700	43,400
				全日	80,300	81,700
				時間外三十分につき	6,000	6,100
		土曜日、日曜日、休日	午前	20,500	20,800	
			午後	37,100	37,700	
			夜間	53,500	54,400	
			全日	100,300	102,100	
			時間外三十分につき	7,600	7,700	
	リハーサル室利 用料金	大リハーサル室	午前	10,900	11,100	
			午後	18,600	18,900	
			夜間	26,300	26,700	
			全日	50,500	51,400	
			時間外三十分につき	3,700	3,700	
中リハーサル室		午前	7,600	7,700		
		午後	14,100	14,300		
		夜間	19,700	20,000		
		全日	37,300	37,900		
		時間外三十分につき	2,700	2,700		
ホール及びリ ハーサル室附 属設備利用料 金	楽壇セット	午前、午後、夜間の各一 回、一式につき	5,900	6,000		
	パイプオルガン	午前、午後、夜間の各一 回につき	21,900	22,300		
愛知県文化情報 センター	催事室利用料 金	A室	午前	51,800	52,700	
			午後	69,100	70,300	
			夜間	69,100	70,300	
			全日	171,100	174,200	
			時間外三十分につき	22,900	23,300	
	B室	午前	4,800	4,800		

施設の名	利用料金の名	区 分	単 位	利用料金 (単位:円)	利用料金 (単位:円) 平成31年10月 1日以降		
			午後	6,500	6,600		
			夜間	6,500	6,600		
			全日	16,100	16,300		
			時間外三十分につき	2,100	2,100		
		C室又はD室	午前	2,600	2,600		
			午後	3,400	3,400		
			夜間	3,400	3,400		
			全日	8,900	9,000		
			時間外三十分につき	1,100	1,100		
		E室又はF室	午前	3,600	3,600		
			午後	4,800	4,800		
			夜間	4,800	4,800		
			全日	12,100	12,300		
			時間外三十分につき	1,500	1,500		
		G室	展示のため利用する場合	全日	8,000	8,100	
				時間外三十分につき	900	900	
			その他の場合	午前	9,100	9,200	
				午後	12,200	12,400	
				夜間	12,200	12,400	
				全日	30,500	31,000	
				時間外三十分につき	3,900	3,900	
			H室	展示のため利用する場合	全日	6,200	6,300
					時間外三十分につき	700	700
		その他の場合		午前	7,300	7,400	
				午後	9,700	9,800	
				夜間	9,700	9,800	
				全日	24,300	24,700	
時間外三十分につき	3,100	3,100					
I室	展示のため利用する場合	全日	4,600	4,600			
		時間外三十分につき	600	600			
	その他の場合	午前	6,000	6,100			
		午後	8,100	8,200			
		夜間	8,100	8,200			

施設の名	利用料金の名	区 分		単 位	利用料金 (単位:円)	利用料金 (単位:円) 平成31年10月 1日以降
				全日	20,200	20,500
				時間外三十分につき	2,600	2,600
愛知県芸術劇場	ホール及びリ ハーサル室附 属設備利用料 金の細目料金	舞台せりセット		一回一式につき	31,800	32,300
		主舞台せり		一回一式につき	15,900	16,150
		大せり		一回一台につき	3,180	3,230
		移動式切穴せり		一回一台につき	1,600	1,600
		所作台26枚以上		一回一式につき	6,900	7,000
		所作台25枚以下		一回一式につき	2,700	2,700
		照明装置大ホールAセット		一回一式につき	68,000	69,200
		照明装置大ホールBセット		一回一式につき	35,500	36,100
		照明装置コンサートホール		一回一式につき	27,200	27,700
		照明装置小ホール		一回一式につき	19,800	20,100
		照明装置センターピンスポット(2キロワット)		一回一台につき	3,200	3,200
		照明装置センターピンスポット(1キロワット)		一回一台につき	1,600	1,600
		照明装置HMIフレネルレンズスポットライト		一回一台につき	5,100	5,100
		照明装置エフェクトプロジェクタースポットライト		一回一台につき	1,000	1,000
		照明装置ストロボ		一回一台につき	1,000	1,000
		照明装置虹効果器		一回一台につき	1,000	1,000
		照明装置ファイヤードラム		一回一台につき	1,000	1,000
		照明装置スピナースポット		一回一台につき	1,000	1,000
		照明装置ミラーボール		一回一台につき	1,000	1,000
		照明装置ブラックライト		一回一台につき	1,000	1,000
		音響関係附属設備マイクロホン		一回三本を超える一本につき	900	900
		音響関係附属設備ワイヤレスマイクロホン		一回1チャンネルにつき	1,600	1,600
		音響関係附属設備コンパクトディスクプレーヤー		一回一台につき	1,600	1,600
		ピアノベーゼンドルファーフルコンサート		一回一台につき	13,900	14,100
		ピアノスタインウェイDフルコンサート		一回一台につき	13,900	14,100
		ピアノスタインウェイBフルコンサート		一回一台につき	11,500	11,700
		ピアノフルコンサート		一回一台につき	8,800	8,900
		ピアノセミコンサート		一回一台につき	5,100	5,100
ピアノグロトリアンたて型		一回一台につき	4,600	4,600		
ピアノたて型		一回一台につき	1,600	1,600		
映写機35ミリ及び16ミリ兼用型		一回一式につき	10,400	10,500		

施設の名称	利用料金の名称	区 分	単 位	利用料金 (単位:円)	利用料金 (単位:円) 平成31年10月 1日以降
		映写機プロジェクター	一回一式につき	10,400	10,500
		その他附属設備オーケストラピット	一回一式につき	5,900	6,000
		その他附属設備エプロンステージ	一回一式につき	5,900	6,000
		その他附属設備金屏風及び銀屏風	一回一双につき	1,600	1,600
愛知県文化情報センター	催事室附属設備利用料の細目料金	映写機35ミリ及び16ミリ兼用型	一回一式につき	10,400	10,500
		映写機16ミリ	一回一式につき	5,800	5,900
		映写機スライドプロジェクター	一回一式につき	1,400	1,400
		その他附属設備テレビ	一回一台につき	1,100	1,100
		その他附属設備ビデオプロジェクター	一回一台につき	1,100	1,100
		その他附属設備電子黒板	一回一台につき	1,100	1,100
		その他附属設備音響装置	一回一式につき	1,100	1,100
愛知県芸術劇場・愛知県文化情報センター	利用料の加算額	電力	1キロワット1時間につき	50	50
		水道	1立方メートルにつき	500	510

(備考)

1 この表において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- イ 午前 午前9時から正午までをいう。
- ロ 午後 愛知県芸術劇場にあつては午後1時から午後4時30分までを、愛知県文化情報センターにあつては午後1時から午後5時までをいう。
- ハ 夜間 愛知県芸術劇場にあつては午後5時30分から午後10時までを、愛知県文化情報センターにあつては午後6時から午後10時までをいう。
- ニ 全日 愛知県芸術劇場にあつては午前9時から午後10時までを、愛知県文化情報センターにあつては午前9時から午後9時までをいう。
- ホ 時間外 愛知県芸術劇場にあつては午前9時以前及び午後10時以後を、愛知県文化情報センターにあつては午後9時以後をいう。

2 愛知県芸術劇場のホールを利用する者が入場料等を徴収する場合の利用料金の額は、この表に定める額に次に定める率を乗じて得た額とする。ただし、準備、練習等を行うことのみを目的として利用する場合の当該利用単位時間に係る利用料金の額については、この限りでない。

イ 入場料等（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。以下同じ。）の最高額が3,000円を超える場合 1.5

ロ 入場料等の最高額が1,000円を超え3,000円以下の場合 1.2

3 愛知県芸術劇場のコンサートホールを利用する者がパイプオルガンを演奏技術の習熟のみを目的として利用する場合は、ホール利用料は徴収しない。

4 愛知県文化情報センターの催事室のG室、H室又はI室を利用する者（展示のため利用する者に限る。）が入場料等を徴収する場合の利用料金の額は、この表に定める額に1.2を乗じて得た額とする。